

超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム 普及促進部会設置要綱

(設置)

第1条 超臨場感コミュニケーションを普及促進するため、超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム(以下「本会」という。)規約第17条に基づき、普及促進部会(以下「本部会」という。)を設置する。

(活動)

第2条 本部会は超臨場感コミュニケーションに関する以下の活動を行う。

- (1) 普及促進に係わる以下の活動等に関する展開および支援
 - (ア) 超臨場感コミュニケーションに関する実証実験
 - (イ) 超臨場感コミュニケーションに関する標準化
 - (ウ) 超臨場感コミュニケーションに関するアプリケーション開発
- (2) 超臨場感コミュニケーションの啓発・普及
- (3) 関係機関との連携
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の趣旨に沿った活動

(構成)

第3条 本部会は、参加を希望する本会の会員により構成される。

(部会長)

第4条 本会の幹事会の議決により部会長を選任する。

(副部会長)

第5条 部会長は、必要により、副部会長を若干名選任することができる。

(分科会)

第6条 部会長は、本部会に分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部会の庶務は、本会の事務局が行う。